

地域支援事業における介護用品の支給について

家族介護支援事業…介護方法の指導その他要介護被保険者を現に介護する者の支援のための事業(地域支援事業の任意事業として実施)

【本市の家族介護支援事業】

家族介護支援事業 《負担割合》 国:38.50% 県:19.25% 市:19.25% 2号保険者:27%	認知症高齢者見守り事業	・魚津市徘徊高齢者SOSネットワーク事業 (93名 81事業所) ・徘徊高齢者家族支援事業(GPS貸与 9人) ・認知症高齢者広報啓発(市広報掲載)
	介護者交流会事業	・介護家族の集い(毎月 20 日開催) ・オレンジカフェ(毎月第1木曜日)
	介護用品の支給事業	・おむつ等介護用品支給(補助)事業 (おむつ等介護用品の助成)

【おむつ等介護用品支給(補助)事業】

《目的》

在宅のねたきり高齢者等に対し、おむつ等介護用品を支給することにより、介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図り、在宅福祉の充実を期することを目的とする。

《対象》

- ①在宅で生活している者で、介護保険の要介護状態区分が要介護3以上に認定された者
- ②在宅で生活している者で、1級及び2級の身体障害者手帳を所持する者

《支給(補助)方法》

宅配方式と直接購入方式の2種類から選択。

- ① 宅配方式………宅配業者が対象品を自宅に届け、利用者は自己負担額のみ宅配業者に支払う。
- ② 直接購入方式……利用者は購入した分(1ヶ月毎)の領収書、レシート等と支給者証、印鑑を市役所に持参し、補助申請書を記入。後日、指定口座に市補助分が振り込まれる。

《補助割合》

対象者	補助金額
現年度住民税非課税世帯の者	補助基準額の9割に相当する額
現年度住民税非課税世帯以外の者	補助基準額の7割に相当する額

※補助対象の利用額は月額上限 8,000 円。上限を超える部分は自己負担。

《実績》

- 平成 29 年度:14,586,239 円 (438 人)
- 平成 28 年度:13,798,639 円 (412 人)
- 平成 27 年度:13,827,727 円 (461 人)

任意事業費の 72.2%に相当
(平成 29 年度実績)

【国の動向】

- ① 地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち、介護用品の支給にかかる事業については、原則任意事業の対象外とする。ただし、平成 26 年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、例外的な激変緩和措置として当面の間実施して差し支えない(平成 27 年 2 月 18 日厚労省老健局振興課事務連絡)。
- ② 平成 30 年 5 月 10 日、地域支援事業実施要綱が改正され、第 7 期介護保険事業計画期間において、以下の項目に取り組んでいることを要件に実施することとなる。

※地域支援事業実施要綱抜粋

- i 高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取り組みを行っていること。
- ii 地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し、その対応方針を検討していること。
- iii 各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業として介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的な方策を検討していること。

【今後の課題】

地域包括支援センターの運営費等、他の事業と政策の優先順位を勘案した上で

- ① 今後の事業のあり方について、計画的・段階的に任意事業から市町村特別給付*、保健福祉事業又は市町村独自事業へ移行するなど、事業の継続要否
- ② 低所得世帯等の利用者への影響を十分に考慮しつつ、将来的な事業のあり方

上記2点を検討し、本年度中に一定の指向性を示す必要がある。

※県内他市町村の動向

支給に当たっての所得制限の見直し 給付内容の見直し など

※市町村特別給付

介護サービスとは別に市町村が独自に必要と認めたサービス。市町村が「介護給付」と「予防給付」以外に、そこに住む住民に対して行う独自サービスのこと。例えば移送や配食サービス、紙おむつの支給などが該当する。介護保険の財政の中で対応することから、条例改正が必要であり、国及び県に負担を求めるることはできない。